

わんニヤン

生涯共済

最後まで安心して暮らせる
「終の棲家(ついのすみか)」を守る共済

※ペットの医療共済(保険)ではありません!

一般社団法人家庭動物愛護協会共済事業部

わんニャン飼い主共済の流れ

あなたの大切な家族であるワンちゃん・ネコちゃんと暮らなくなった時、その大切な家族のお世話どうしますか？



要支援 2 以上で預けることができる

・二親等以内であれば、同居していない場合でも加入可能です。



共済金支払条件

※共済加入1年後から

ワンちゃん・ネコちゃんの譲渡後の支払い

共済金

230万円

(猫)

Aコース

共済金

320万円

(小型・中型犬)

Bコース

共済金

440万円

(大型犬)

Cコース

預け先は自由に選択できます

飼い主様はペットを預ける際、預け先を自由に選択できます。



家族・親戚

友人・知人



ペットシェルター



共済指定施設



加入者指定施設

Contents

共済の目的	4
一般社団法人家庭動物愛護協会会加入条件	5
契約時の事前決定	6
共済概要	7
飼育費用の準備金として共済掛金	8
オプションとして	9
共済金受取人（新しい飼い主）の義務	10
共済契約加入二親等以内	11
共済期間・更新及び共済金受取人	12
フローチャート	13
ペットシエルター	14

共済の目的

飼い主様がペットを飼育出来なくなった後、セフティーネットとしてのペットの飼育費用

※これはペットの医療（保険）ではありません！

飼い主の方が自身の健康とペットの将来を心配することなく、今現在ペットと共に生活ができる環境を実現すること **(ペットのセフティーネット)**



◆お金の準備

高齢者の方がペットと共に生活出来なくなった場合に備えたペットの飼育費用



◆終の住処の準備

高齢者の方がペットと共に生活出来なくなった場合に備え、ペットが死を迎えるまで生活する住まいを飼い主が健康な内に準備を整えておく

共済会加入条件

- ① 一般社団法人家庭動物愛護協会に入会（無料）すること
- ② 要支援2以上の認定を受けたことがない方
- ③ 今現在、ペットの飼育ができる環境および身体であること
- ④ マイクロチップが挿入されていること（証明書写し提出）
- ⑤ ペット保険の加入（加入証書の写し提出）
- ⑥ 飼い主様の加入可能年齢：満18歳から満79歳迄
- ⑦ 加入者と飼い主様の関係は二親等以内であること（戸籍謄本提出）



オプションとして共済更新可能年齢：飼主様の年齢が満80歳から満89歳まで

マイクロチップデータ登録完了通知書



	種類	掛金の種類	掛金/月	掛金倍率	保障額	支払回数
Aコース オプション	猫	共済掛金	18,000円	3倍	230万円	23万円/年×10回
			6,000円	据置	76.7万円	19.2万円/年×4回
Bコース オプション	小型/中型犬	共済掛金	24,000円	3倍	320万円	40万円/年×10回
			8,000円	据置	107.7万円	27万円/年×4回
Cコース オプション	大型犬	共済掛金	36,000円	3倍	440万円	55万円/年×8回
			12,000円	据置	146.7万円	37.6万円/年×4回

契約時の事前決定

飼い主（契約者）様 **死亡時または要支援 1 以上** の認定を受け

ペットの飼育が出来 なくなったとき

ペット預け先（譲渡先）を事前に指定。

① 家族・親戚（相続人）



② 友人・知人



③ ペットシェルター



④ 当協会指定ペットシェルター



共済概要

・ 共済金

Aコース：230万円 Bコース：320万円 Cコース：440万円



・ 共済金支払条件

Aコース：猫10年間に230万円（毎年23万円×10回）を支払。

Bコース：小型/中型8年間に320万円（毎年40万円×8回）を支払。

Cコース：大型犬8年間に440万円（毎年55万円×8回）を支払。



介護保険被保険者証

免責：共済加入者が共済掛金開始1年経過後の支払い。

- 1) 飼い主様**要支援2以上**の認定を受け犬猫を飼育できなくなったとき。
- 2) **飼い主様が死亡**したとき。

但し、ペットを第三者に**譲渡した証明書**（譲渡契約書等）を提出。

※支払先は契約者が契約時に、ご指定した方またはシェルターなどのお預け先。



マイクロチップデータ登録完了通知書

特典

この共済保険の特徴は、今までの保険業界に於いて、**無かった手法**を取り入れております。

🎁 特典内容

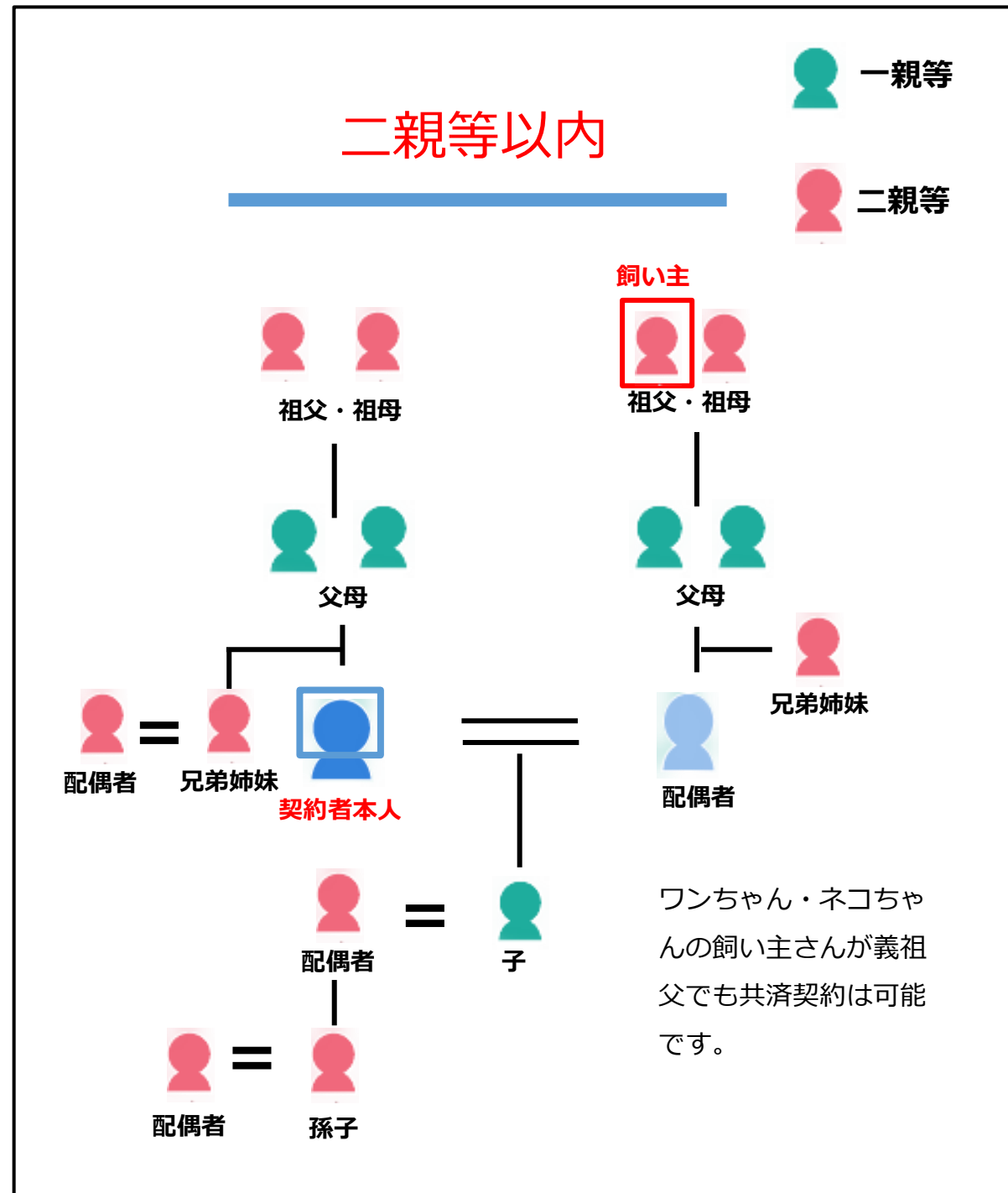
この共済保険では、従来の保険業界にはなかった独自の仕組みを採用しています。

👨👩 加入条件の特徴

契約者ご本人と二親等以内の親族（例：両親、兄弟姉妹、祖父母、お子様など）が、飼い主であれば加入することができます。

- ・二親等以内であれば、同居していない場合でも加入可能です。
- ・外国籍の方は、飼い主様と同居者のみが加入対象となります。

※加入申し込みの方は右の**二親等**☒を参考にしてください！



飼育費用の準備金としての共済掛金



※この共済保険はペットの医療保険ではありません！

共済保険金

Aコース230万円 Bコース320万円 Cコース440万円

◆ Aコース（猫） ◆ Bコース（小型/中型犬） ◆ Bコース（大型犬）

コース	月 払	年 払	ペット大きさ
Aコース	6,000円	68,400円	猫
Bコース	8,000円	91,200円	小型・中型
Cコース	12,000円	106,800円	大型犬

オプションとして



①入院お助け医療共済保険

怪我や病気で入院したとき！

- 共済掛金は月7,000円
- 共済金支払は1日5,000円

(1年間で90日分まで)

※一時的入院し、ペットを入院期間中ペットホテルなどに預ける時のに使えます。



- ## ② ペットが亡くなり、新たにペットを飼ったとき、延長契約についてはご相談ください！

共済保険金受取人（新しい飼い主）の義務

・ペット生存確認義務



ペット所有者は**ペットの飼育義務**を負う

【1】**年2回以上**、当協会がペット所有者に対し、ZOOMまたは飼い主様宅を訪問し、**ペット生存を確認**（抜打ちの確認）

【2】**共済会に年1度の提出**しなければならない書類

- ① **犬の所有者は狂犬病予防注射済証（写）**を提出
- ② **猫の所有者は三種混合以上のワクチン接種証明書**
- ③ **ペット保険**の加入証書
- ④ **マイクロチップ**を現所有者に書換た書類



共済契約期間・更新及び共済保険受取人

・共済契約期間・更新

1年ごとの自動更新（更新は満79歳の誕生日前日迄）

更新により満80歳の契約応答日の前日迄

・共済保険受取人

①飼主様が生存中に犬猫を飼えなくなり譲渡された所有者
（家族・知人・友人）

②シェルターに預け中、飼い主様の死亡で預け先が無い場合のみ
飼い主様⇒一般社団法人家庭動物愛護協会へ変更

③飼い主様が死亡時の所有者（家族・知人・友人・共済会）

・共済保険金受取人の変更

共済保険金受取人が預かり拒否または飼育不可能となった場合
の所有者は一般社団法人家庭動物愛護協会へ変更し、協会
が提携しているペットシェルターに預ける。



相続人

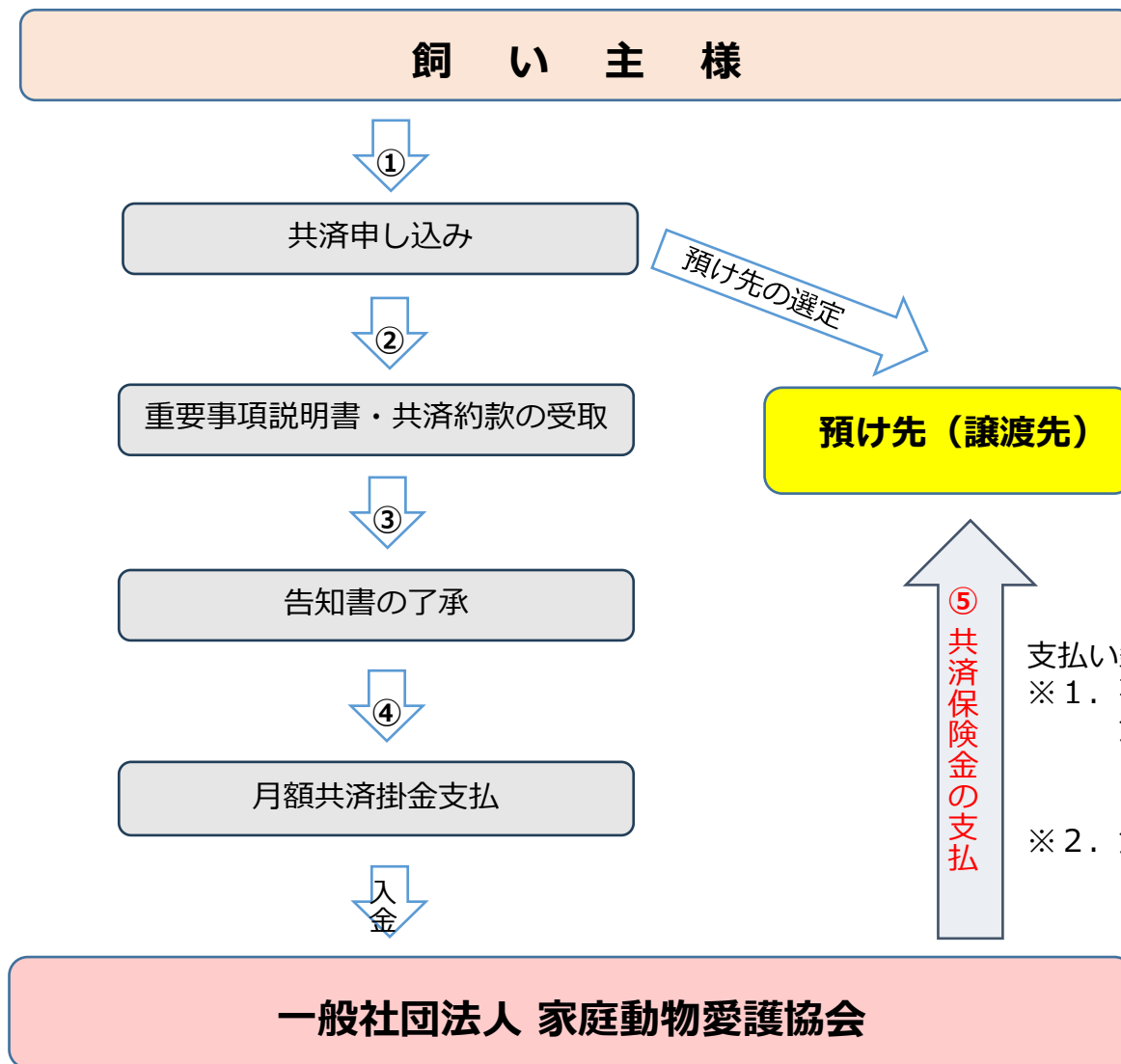


友人・知人



ペットシェルター
12

共済加入契約の流れ



共済加入者は共済契約成立と共に自動的に「一般社団法人家庭動物愛護協会」の準会員となります。

- 支払い条件
- ※ 1. 要支援 1 以上の認定を受けた方で飼育していた犬猫を飼育できなくなり、預け先に譲渡した場合
 - ※ 2. 飼い主様が死亡した場合



ペットシェルターについて

犬のペットシェルター



株式会社ドックワールド

ドッグリゾート成田

このシェルターは一般社団法人家庭動物愛護協会に加入している飼い主さんが当会のシェルターをご指定いただいた場合のみご利用が可能となっております。

施設の敷地面積6000坪もあり広大なドッグランで思いっきり走り回れます。

犬猫シェルター

- ①ペットシェルターは飼い主様がご自由に選ぶことができます。
- ②シェルターとご自身が自由に契約することができます。
- ③当会は犬猫が安心して幸せに暮らしていける、シェルターの紹介をいたします。
- ④共済会加入期間中であっても預り先をシェルターに変更することができます。
- ⑤シェルター申込時に保証人を要求されるのが殆どです。その際に保証人がいない飼い主様は当会にご相談ください。

ネコちゃんのシェルター



※飼い主様が死亡し、ペットの引取先がない場合に当会が引き取り先を見つけ、生涯飼育できる様に致します。

Confidential

禁複写

2025年5月改訂版